

市政の動き (10月16日～11月15日)

市役所等で行われた会議について、その内容を概略でお知らせします。詳しくはホームページまで。

会議名など	内 容
10月19日(木) 第3回長浜市支え合いの地域づくり推進委員会 担当課:高齢福祉介護課(☎65-7789)	先進地視察研修や生活支援コーディネーターの取組、サロン支援の状況報告および意見交換を行いました。また、事務局から新年度事業と今後の取組について説明を受け、その内容について審議しました。
10月23日(月) 第3回長浜市特別職報酬等審議会 担当課:人事課(☎65-6502)	市長、副市長および教育長の給料月額と期末手当額、市議会議員の報酬月額、期末手当ならびに政務活動費の額、農業委員等の報酬額について答申をまとめました。
10月26日(木) 第6回長浜市高齢者保健福祉審議会 担当課:高齢福祉介護課(☎65-7789)	第7期ゴールドプランの策定について審議、情報交換を行いました。また、介護サービス整備検討部会から報告を行うとともに、事務局から支え合いの地域づくり推進委員会について報告を受けました。
10月26日(木) 第3回田村駅周辺整備基本構想推進会議 担当課:都市計画課(☎65-6541)	田村駅周辺都市施設の整備(案)と田村駅を中心とするまちづくりビジョン(案)について事務局から説明を受け、意見交換を行いました。
10月27日(金) 第3回長浜中央公園整備等検討懇話会 担当課:都市計画課(☎65-6541)	計画素案説明会での意見を踏まえてまとめた新たな長浜中央公園の整備基本計画(案)について説明を受け、意見交換を行いました。
11月1日(水) 第2回長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議 担当課:市民活躍課(☎65-8711)	事務局から長浜市多文化共生のまちづくり指針(改定版)の素案について説明を受け、意見交換を行いました。
11月1日(水) 第2回長浜市都市計画審議会 担当課:都市計画課(☎65-6562)	彦根長浜都市計画における地区計画の決定、用途地域の変更、道路の変更について同意することを議決しました。また、同計画および米原東北部都市計画の火葬場の決定(米原市決定)について、内容および長浜市における事務手続を確認しました。
11月2日(木) 第5回長浜市指定管理者選定委員会第2委員会 担当課:行政経営改革課(☎65-6702)	長浜市曳山博物館の指定管理者の募集にあたり、募集方法および募集要項等について審議しました。また、指定管理者候補について審査を行った結果、東アジア交流ハウス雨森芳洲庵は雨森自治会、長浜鉄道スクエアは(公社)長浜観光協会、己高庵は(株)ふるさと夢公社きのもとを候補として適当と判断しました。
11月13日(月) 第2回長浜市子ども・子育て会議 担当課:子育て支援課(☎65-6514)	長浜市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて事務局から説明を受け、質疑応答および意見交換を行いました。

特別弔慰金の請求はお済みですか

☎ 社会福祉課(☎65-6536)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第10回特別弔慰金)の請求期限が近づいています。期限を過ぎると、弔慰金を受けられなくなります。まだ請求していない人は、期限までに請求してください。

【対象者】

戦没者死亡当時の遺族で、平成27年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第10回特別弔慰金)が支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期限】 平成30年4月2日(月)

※請求手続き後、国債交付までおよそ半年かかります。

【請求窓口】 社会福祉課、北部振興局福祉生活課

※お心当たりのある人は、担当課までご相談ください。

清潔なまちづくりにご協力ください

☎ 環境保全課(☎65-6513)

市では、快適で清潔な暮らしを妨げる行為を禁止し、豊かで住みよい地域社会を実現するために「長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例」を定めています。

条例の概要

飼育している動物のふんの適正な管理

動物を飼育している人は、動物が公共の場所等でふんをしたときは、放置したり、投棄してはいけません。

放置および投棄の禁止

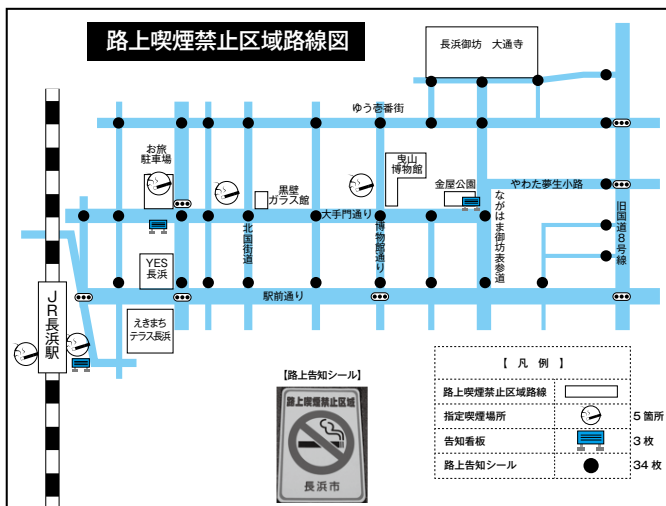
空き缶やタバコの吸殻、釣り道具、花火の燃え殻など、散乱ゴミの原因となるものは、放置したり投棄してはいけません。

路上喫煙禁止区域の指定等

指定区域(下記図)で路上喫煙をしてはいけません。また、公共の場所等で痰やつばをみだりに吐き捨てたり、落書きをしてはいけません。

土地の適切な管理

土地を管理する人は、廃棄物が放置されたり、投棄



「ながはまおでかけ号」を整備しました

☎ 高齢福祉介護課(☎65-7789)

住民の支え合いによる移動外出支援の取り組みを促進し、高齢者が安心して生活できる地域をつくるため、日常生活の外出を支援する貸出車両を整備しました。



【利用目的】 買い物、広域サロンの送迎、通院等

【貸出対象団体】

- 生活圏域等を活動範囲として普段の生活の課題を解決するための支え合い活動を実施するボランティア団体
- 地区社会福祉協議会(福祉の会)
- 特定非営利活動法人

キャッチフレーズは、

「おたすけ

「あいの

「かけはしに

問合せ

長浜市社会福祉協議会 地域福祉課
☎ 62-11804

市民開放型長浜市公式Instagramアカウント

みんなのちょぴっく

みんなで長浜の魅力発信!

皆さんが投稿した「長浜の魅力」あふれる写真を長浜市公式Instagramアカウント(みんなのちょぴっく)で紹介します。

普段の風景、特産品、自慢の一枚など、さまざまな角度から長浜の魅力を投稿してください。



みんなのちょぴっく

投稿方法

長浜で撮影した写真にハッシュタグ「#みんなのちょぴっく」とつけて投稿するだけ。投稿の中から「これぞ長浜!」といったものを選んで紹介します。

さらに「いいね!」を多く獲得できた写真は長浜市のHPに掲載します。

☎ 市民広報課(☎65-6504)